

各 位

契約約款の改正について（お知らせ）

八戸市では、電子保証の導入及び前払金の使途拡大の恒久化に伴い、工事請負契約約款（工事請負契約書）及び各工事関連業務委託契約約款（建設関連、建築設計、工事監理）の一部を改正します。

1. 改正の概要

（1）契約保証等手続の電子化に対応する条項の追加（工事・委託）

改正	現行
<p>（契約の保証） 第 4 条（A）（略） （1）～（5）（略） 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p>（前金払） 第 34 条（略） 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>（保証契約の変更） 第 35 条（略） 2（略） 3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p>	<p>（契約の保証） 第 4 条（A）（略） （1）～（5）（略） （新設）</p> <p>（前金払） 第 34 条（略） （新設）</p> <p>（保証契約の変更） 第 35 条（略） 2（略） （新設）</p>

※上記第 34, 35 条の改正は、建築工事監理業務委託契約約款を除きます。

(2) 前払金の使途拡大の恒久化に対応する条項の追加 (工事のみ)

改正	現行
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。<u>ただし、第 34 条第 1 項の前払金については、100 分の 25 以内の額をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</u></p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p>第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p>

2. 施行日

今回の改正は、**令和 8 年 4 月 1 日以降に契約締結する案件から適用**となります。

(令和 8 年 3 月 31 日までに契約締結する案件は改正前の約款が適用されます。)

問合せ先
八戸市 財政部 契約検査課
0178-43-2133 (直通)
内線 3454, 3455, 3456